

幼稚園（私学助成）ご利用中のみなさまへ



～無償化についてのお知らせ～



10月から保育料などの無償化が始まります。

幼稚園（私学助成）をご利用の方の無償化は次の表のとおりです。

※子どもの年齢・認定区分、世帯の課税区分により変わります。

【無償化対象】

施設等区分 年齢 課税区分	幼稚園（私学助成）	
	幼児教育 保育料	預かり保育 利用料
3、4、5歳児	○ (上限25,700円/月)	○※ (450円×利用日数/月)
満3歳児（3歳誕生日後） （市町村民税非課税世帯）	○ (上限25,700円/月)	○※ (450円×利用日数/月)
満3歳児（3歳誕生日後） （市町村民税課税世帯）	○ (上限25,700円/月)	×
満3歳未満児（3歳誕生日前）	×	×

凡例 { ○：無償化（月額上限あり） ※：「保育の必要性の認定」が必要
 ×：無償化対象外 }

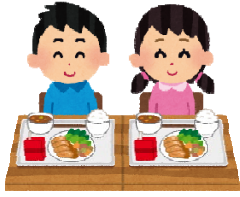
※満3歳児は、誕生日を迎えるまでは、幼稚園の利用、預かりの利用とも無償化の対象外です。誕生日を迎えた以降は、幼稚園の利用は無償化、預かりは非課税世帯であれば（保育の必要性の認定を受ければ）無償化されます。

■ご注意ください

1. 無償化される「保育料」「利用料」には、「実費」を含みません。
※実費とは：給食費、制服代、日用品費、行事費、PTA会費などです。
2. 芦屋町内の幼稚園の在園児で、その園の預かり保育を利用している場合、これらに加え、認可外保育施設（町内なし）、保育園での一時預かり、病児保育を利用しても無償化の対象とはなりません。※町外の幼稚園の場合はお尋ねください。



給食費の取り扱いについて



- 現在、給食費（お米などの主食代、副食代（おかず代））は、
保育料の一部として幼稚園にお支払いいただいています。



- 令和元年10月以降（無償化後）は、

給食費（主食代・副食代）は、実費として保育料とは別に整理されます。

保育料は無償化され、実費である給食費は幼稚園にお支払いいただくことになります。

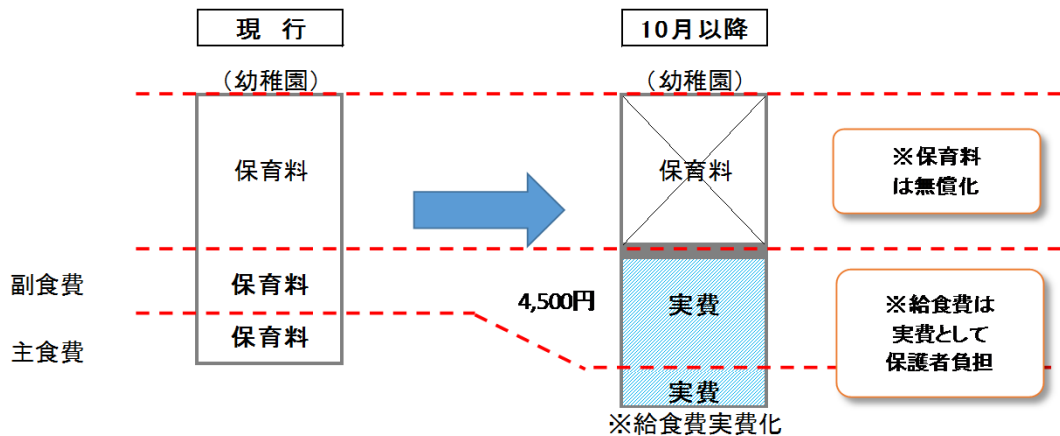
給食費のうち副食代は、月額4,500円を基本額とし、提供日数などを考慮して設定されます。

※なお、副食代は、世帯の収入によって減免の対象となる場合があります。

また、第3子以降はみなさん副食代減免の対象となります。

令和元年度ご利用中の方にはすでに申請をご案内しており、改めて手続きしていただくことはありません。

■制度変更のイメージ図



【用語説明】	主食費	: ご飯、パン、麺類などいわゆる主食にかかる費用
	副食費	: いわゆる「おかず」代
	給食費	: 主食費と副食費を合わせた費用
	保育料	: 保育所等利用にかかる費用として保護者が負担するもので、世帯の収入に応じて支払金額が変わる「応能負担」のしくみとなっている。
	実費	: 実費として、保護者が園に(原則)均一に支払う費用。ただし、年収360万円未満相当世帯の副食費は免除対象となる。

【問い合わせ】芦屋町役場 健康・こども課 子育て支援係

電話: 093-223-3537